

2026 年 8 月 24 日

各位

会 社 名 Chordia Therapeutics 株式会社
代表者名 代表取締役 三宅 洋
(コード番号：190A 東証グロース市場)
問合せ先 コーポレート部長 岡谷 大
TEL : 03-6661-9543
MAIL : info@chorditherapeutics.com

第三者割当による行使価額修正条項付第 12 回新株予約権（停止指定条項付）の

発行並びに第 9 回新株予約権（行使価額修正条項付）の

取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2026年8月24日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を「本資金調達」といいます。）、並びに当社が2025年9月22日に発行した第9回新株予約権について、2026年9月9日をもって、残存する第9回新株予約権の全部を取得し、その後直ちに消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

資本市場の環境変化に対応し、本資金調達を行うことで従来通りの開発計画を進めていくことを目指します。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 9 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	184,220 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 33 円（総額 6,079,260 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：18,422,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。

	下限行使価額は 41 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 18,422,000 株であります。
(5) 調達資金の額 (差引手取概算額)	1,506,683,260 円 (注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 82 円 行使価額は、2026 年 9 月 11 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）の 90%に相当する金額の 0.01 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。ただし、かかる算出の結果、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) 権利行使期間	2026 年 9 月 11 日から 2028 年 9 月 8 日まで
(9) その他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引

いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の調達資金の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

<概要>

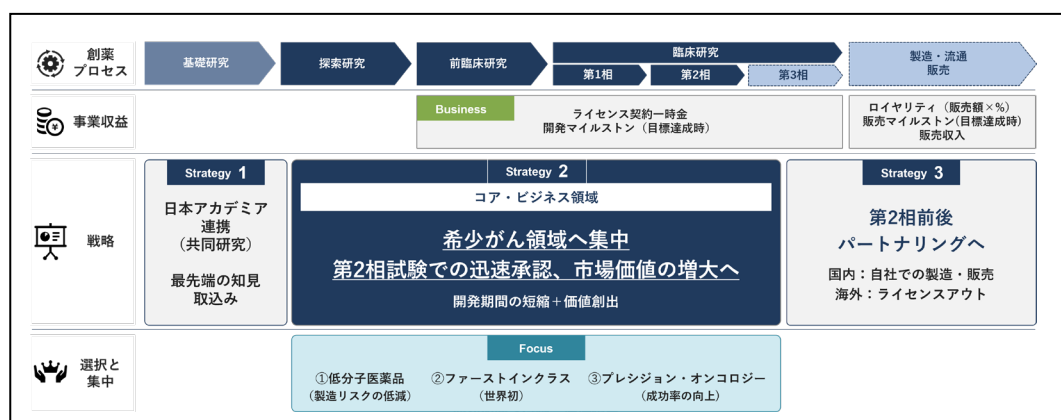
- 当社は CLK 阻害薬 rogocekib（以下「rogocekib」といいます。）の開発を自社で進めております。日本国内での第1相臨床試験を終え、現在は、世界最大の医薬品市場を有する米国において、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（以下「AML」といいます。）及び骨髄異形成症候群（以下「MDS」といいます。）を対象とした第1／2相臨床試験を実施しております。同試験では、2026年2月末時点までの用量漸増コホートのデータに基づき拡大コホートへの移行基準を満たす用法・用量が確認され、2026年3月より拡大コホートを開始しております（同月18日公表「rogocekib 拡大コホートにおける第1症例目への投与開始のお知らせ」参照）。
- rogocekib の開発には、これまで 2024 年6月の株式上場時に調達した資金のうち692百万円及び第9回新株予約権の行使により調達した資金を充当してまいりました。rogocekib の拡大コホートの実施に必要な資金としては総額 2,700 百万円を見込んでいところ、既に発行済みの第9回乃至第11回新株予約権による調達額は908百万円に留まっております。当社は、第9回乃至第11回新株予約権について、臨床開発の進展等により株価が上昇し行使が順調に進むことを想定しておりましたが、現状の当社株価は新株予約権の行使促進に十分な水準にありません。そのような状況を踏まえ、当該新株予約権のみによる資金調達に依拠することは適切でないと判断いたしました。
- かかる状況を踏まえ、現在実施中の拡大コホートを着実に完遂し、2027 年中期の第2相臨床試験の開始に向けた開発を計画どおり進めるために必要な資金を確保する観点から、今般、新たな資金調達を実施することといたしました。こうした開発を推進することで rogocekib の価値最大化を図るとともに、将来的な事業提携の時期や形態についてあらかじめ選択肢を限定することなく、国内外の提携機会を積極的に追求し、事業提携を含む様々な事業戦略上の選択肢を維持・拡大してまいります。
- あわせて、コーポレート業務の内製化（予算管理機能や法務機能の一部内製化等）、本社機能の効率化（業務プロセスやオペレーションの継続的な改善等）及び組織体制の見直し（部門機能の統合や役割分担の見直し）を継続的に進め、2026 年8月期においては固定費全般の効率化が進展しております。また、2027 年8月期においては、経営幹部体制の見直しを含む経営基盤の再構築を進めるとともに、執行役員相当以上の役職者に係る報酬総額を前期比10%削減する方針です。これらの施策により、現時点で年間約10百万円超の固定費削減効果を見込んでおり、今後も継続的な業務効率化及び

経営資源の最適配分を進めることで、更なる費用効率の向上を図りながら、限られた経営資源を主要パイプラインである rogocekib の開発に一層集中させてまいります。

当社は、「日本発」「世界初」のこれまでにない新しい抗がん薬を、一日でも早く患者様のもとに届けることで、『Tomorrow is Another Day～明日に希望を感じる社会の実現～』を目指し、2030 年には日本発の研究開発型の製薬会社に成長していくことをビジョンとして掲げ、アンメットメディカルニーズの高いがん領域に特化して事業を進めております。特に、これまでにない新しい作用機序を有する低分子の画期的医薬品（ファーストインクラス）の研究開発に注力しておりますが、ファーストインクラスの医薬品は、既存治療薬と異なる有用性を示すことが期待され、これまでの治療法を大きく変えることができる医薬品に成長する可能性があります。特に既存治療薬では十分な効果が認められず、現在のがんの進行に不安を感じている多くの患者に対して、がんの進行をコントロールできるという希望を届けることを目標に事業の推進を行っております。

創薬事業においては様々な専門性の高い作業や過程があり、また長い開発期間と多額の研究開発費用が必要です。当社は、効率的な創薬事業を実現するために、大学や公的機関、事業補完性のある企業、製薬会社等と積極的に共同研究やライセンス提携等の協業を行い、より短い期間で効率的に新しい抗がん薬の創出に取り組んでいます。当社は、日本国内での商業化は自社を中心に実施し、日本国外の販売権は事業提携先にライセンス許諾する想定です。事業提携のタイミングは、第2相臨床試験が成功してパイプラインの価値が十分に高くなってからが望ましいと当社は考えております。そのため、第2相臨床試験までを自社で実施することを基本戦略としています。一方で、当社にとって最も重要なことは、rogocekib を一日でも早く患者様へお届けするとともに、その価値を最大限に顕在化し、持続的な収益及び利益創出につなげることでありと考えております。この考え方のもと、従来の基本戦略を維持しつつも、将来的な事業提携の時期や形態についてあらかじめ選択肢を限定することなく、パイプライン価値及び株主価値の最大化を目的として、第1相臨床試験段階を含む早期の開発段階から事業提携を積極的に追求してまいります。その際、共同開発、共同販売、ライセンス契約その他の様々な可能性を含め、経済合理性の観点から柔軟に検討してまいります。

当社の基本戦略につきましては、以下の図表もご参照ください。



当社は、現在、米国で第1／2相臨床試験を実施している rogocekib を始めとした合計5つのパイプラインの研究開発を実施しています。このうち、rogocekib 及び MALT 1 阻害薬 ocipumaltib（以下「ocipumaltib」といいます。）については、臨床試験の段階に至っております。rogocekib は現在、米国において第1／2相臨床試験を実施しており、ocipumaltib についても、米国及び日本において第1相臨床試験の一部が実施された実績があります。

rogocekib については、全世界での独占的な研究開発、製造及び商業化をする権利を当社が保有し当社主導で臨床試験を実施しておりますことから、試験を継続し rogocekib の価値を高めていく活動のために必要となる資金を自社で調達することが必要となります。

ocipumaltib については、2020 年に小野薬品工業株式会社（以下「小野薬品工業」といいます。）とライセンス契約を締結し、小野薬品工業によって米国及び日本において第1相臨床試験が実施されていましたが、2025 年4月28日に、戦略上の理由により開発を中止する旨の通知を小野薬品工業より受領し、これに伴いライセンス契約は終了するとともに、全世界における全ての権利が当社に返還されることとなりました（同日公表「CTX-177 (ONO-7018) の開発中止のお知らせ」参照）。その後、当社は小野薬品工業との間で、契約終了に伴うデータ移管の手続き及び知的財産の取扱い等に関する協議を進めてまいりましたが、2026 年2月16日に当該協議が完了し、解約合意書を締結いたしました（同日公表「CTX-177 (ONO-7018) のライセンス契約に係る解約合意書の締結のお知らせ」参照）。これに伴い、これまでに小野薬品工業が取得した臨床試験データ等は無償で当社に移管され、当社に新たな財務的負担は発生しておりません。当社は、取得した臨床試験データを最大限活用し、ocipumaltib の開発再開に向けた戦略的な選択肢を幅広く検討しており、再導出を含む事業開発の推進により、当社パイプライン価値の一層の向上を目指してまいります。

残り3つのパイプラインは前臨床研究段階にあります。CDK12 阻害薬 CTX-439（以下「CTX-439」といいます。）、GCN2 阻害薬（以下「GCN2」といいます。）と5番目のパイプライン（標的名非公開）は、AMED 等からの助成金を活用した自社研究を進めております。CTX-439 については、2026 年3月に国立大学法人京都大学との共同研究成果（子宮漿液性がんにおけるCDK12 増幅を標的とし、PARP 阻害薬の効果を高めることを実証）が国際学術誌「Molecular Cancer Therapeutics」に掲載され（2026 年3月17日公表「CDK12 阻害薬 CTX-439 に関する当社と京都大学の共同研究成果の論文掲載のお知らせ」参照）、また2026 年6月には、CTX-439 の創製に関する研究成果が国際学術誌「ACS Medicinal Chemistry Letters」に掲載される等（2026 年6月29日公表「CDK12 阻害薬 CTX-439 の創製に関する論文掲載のお知らせ」参照）、前臨床段階における研究成果を着実に積み重ねております。また、パイプラインの価値を大きくするために、がん以外の疾患領域での価値創出にも取り組んでおります。2025 年7月には株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所と（2025 年7月8日公表「株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所との共同研究開始のお知らせ」参照）、2025 年8月には千寿製薬株式会社と（2025 年8月1日公表「千寿製薬株式会社との共同研究開始のお知らせ」参照）、それぞれ当社化合物の眼科疾患治療薬としての可能性を探る共同研究を開始し、現在も継続しております。

当社は、最も開発が進んでいる rogocekib に注力し、開発をさらに迅速に進め薬事承認を獲得することが企業価値の向上に資すると考えております。かかる方針のもと、コーポレート業務の内製化（予算管理機能や法務機能の一部内製化等）や本社機能の効率化（業務プロセスやオペレーションの継続的な改善等）、組織体制の見直し（部門機能の統合や役割分担の見直し）等を通じて経営資源の最適配分を進め、限られた資源を rogocekib の開発に集中させるとともに、CTX-439 及び GCN2 に関しては早期のパートナーリングも含めた幅広い可能性についても検討しております。

標的	開発コード	一般名称	主な適用がん種	開発ステージ	現時点での 想定オプション
① CLK阻害薬	CTX-712	rogocekib	急性骨髄性白血病(AML)、 骨髄異形成症候群(MDS)、 卵巣がん、その他固形がん	日本第1相試験終了、 米国第1/2相試験	迅速承認(第2相後) 日本：自社・製造販売 米国：ライセンス導出
② MALT1阻害薬	CTX-177	Ocipumal tib	リンパ系腫瘍	第1相試験	ライセンス導出
③ CDK12阻害薬	CTX-439		固形がん	前臨床試験終了済み	ライセンス導出
④ GCN2阻害薬	開発コード なし		固形がん、血液がん	前臨床試験	ライセンス導出
⑤ 非公開	開発コード なし		固形がん、血液がん	前臨床試験	未定

当社はそのビジョンに掲げるとおり、当社自らが rogocekib をがん治療薬として販売するステージまで到達することにより、高い利益率の自社製品を持つ製薬会社へと成長し、その利益で次の研究開発を進め、継続的に新薬を生み出すことでさらに成長していくことを目指しております。

rogocekib については、2023 年 2 月より米国において再発又は難治性の AML 及び MDS を対象とした第 1 / 2 相臨床試験を実施しており、FDA の Project Optimus に対応した用量最適化を進めてまいりました。当社は2026年2月末までに用量漸増コホート42例の組入れを完了し、安全性評価委員会において拡大コホートへの移行基準を満たす用法・用量が確認されたことを受け、2026 年 3 月より拡大コホートを開始しております。また、2026 年 6 月にスウェーデン・ストックホルムで開催された欧州血液学会 (EHA) 年次総会において、用量漸増コホートのデータを発表いたしました(2026 年 6 月 15 日公表「2026 年開催の欧州血液学会 (EHA) における rogocekib 用量漸増コホートデータ発表のお知らせ」参照)。本試験は、日本での第 1 相試験と比較して高齢かつ前治療歴の多い治療困難な患者集団を対象としたものですが、rogocekib は管理可能な安全性プロファイルを示すとともに、評価可能症例 34 例において全奏効率 (ORR) 11.8% (4 例の客観的奏効) を達成し、特に当社が至適用量候補と考える 100mg (週 1 回投与) 群の AML では CRi 50% (2 / 4 例) を認める等、単剤での抗腫瘍活性が確認されました。本結果は rogocekib の臨床的有用性と今後の開発ポテンシャルを支持するものと考えております。当社は、これらの知見を踏まえて治験実施計画書を改訂し、現在、拡大コホートを推進しております。なお、2026 年 5 月末時点で 16 症例の組入れが完了しております。

当社は 2026 年 5 月 31 日現在で 2,506 百万円の現預金を有しておりますが、拡大コホートを着実に完遂するための開発資金の手当てが必要な状況にあります。当社の直近の業績として、2026 年 8 月期第 3 四半期累計期間は、事業収益は計上されず、営業損失 1,070 百万円、経常損失 1,046 百万円、四半期純損失 1,047 百万円となっており、2026 年 8 月期通期は、事業収益の計上を見込まず、営業損失 2,008 百万円、経常損失 1,958 百万円、当期純損失 1,960 百万円を見込んでおります。一方で、当社は研究開発活動を最優先とする方針のもと、コーポレート業務の内製化 (予算管理機能や法務機能の一部内製化等)、本社機能の効率化 (業務プロセスやオペレ

ーションの継続的な改善等）及び組織体制の見直し（部門機能の統合や役割分担の見直し）を継続的に進め、2026 年 8 月期においては固定費全般の効率化が進展しております。また、2027 年 8 月期においては、経営幹部体制の見直しを含む経営基盤の再構築を進めるとともに、執行役員相当以上の役職者に係る報酬総額を前期比 10%削減する方針です。これらの施策により、現時点で年間約 10 百万円超の固定費削減効果を見込んでおり、経営資源の最適配分を進めることで、研究開発投資の効率性向上に取り組んでまいります。

当社は、拡大コホートの実施に必要な資金の一部を確保するため、既に発行済みの第 9 回乃至第 11 回新株予約権による調達を計画しておりましたが、一定の行使は進んだものの、拡大コホート完遂に必要な資金を十分に確保するには至りませんでした。当社は現時点において事業収益を計上しておらず、今後も研究開発費を中心とした継続的なキャッシュアウトを見込んでおります。一方で、当社は現時点において、今後 1 年間の事業活動を継続するために必要な資金は確保できているものと考えております。その上で、主要パイプラインである rogocekib の価値最大化に向けた拡大コホートの完遂及び承認申請に必要な有効性及び安全性データの取得を目的とする第 2 相臨床試験（Phase 2）の開始準備を着実に推進するとともに、その後の開発及び事業展開に関する選択肢を維持し、財務的柔軟性を確保するため、本資金調達を実施することが適切であると判断しております。今回調達する資金は、第 9 回乃至第 11 回新株予約権による調達資金使途と同じく、拡大コホート及び薬物相互作用試験の実施に充当する予定です。なお、第 9 回新株予約権は、本新株予約権と同様に行使価額修正条項が付された新株予約権であり、本資金調達後は本新株予約権がその機能を代替することから、残存する第 9 回新株予約権の全部を当社が取得し、その後直ちに消却する予定です。一方、第 10 回及び第 11 回新株予約権については、本新株予約権とは異なり行使価額が固定されているため、将来の資本政策運営における選択肢を維持する観点から、取得・消却は行いません。ただし、本新株予約権の行使並びに第 10 回及び第 11 回新株予約権の行使が並行することによって急激な希薄化が生じることを避けるべく、本新株予約権の行使期間中は、停止指定を行います。

また、当社は、エクイティ・ファイナンスである本資金調達に加え、提携収入や公的助成金等の非希薄化資金の獲得に向けた活動も継続しており、現在、AMED が実施する難病・希少疾病治療グローバル研究開発支援事業（GRiT）に応募しております。GRiT は、難病・希少疾病を対象とした医薬品や再生医療等製品のシーズの実用化を促進することを目的としており、国際共同治験の実施が適当と判断された課題については、定められた上限金額の範囲内で、国際共同治験に要する経費の最大 2 分の 1 を AMED が支援するものです。現時点では採択の有無及び内容はいずれも未定であり、本資金調達は当該応募案件の採択を前提とするものではありません。仮に採択された場合にはその内容を適時に開示いたします。

これらの費用は、当社が全世界での独占的な研究開発、製造及び商業化をする権利を保有する rogocekib の価値最大化を図るとともに、将来的な収益基盤の確立に向けて必要不可欠なものであります。当社の想定どおりに本資金調達が進捗した場合、rogocekib の拡大コホート試験を自社主導で完遂することが可能となります。当社は、拡大コホートの実施と並行して事業開発活動

を積極的に推進し、その結果として得られる臨床データも活用しながら、国内外を問わず事業提携の可能性を積極的に探索してまいります。さらに、事業提携の時期や形態をあらかじめ限定することなく、第1相臨床試験段階を含む早期から提携協議を進めることで、最適なタイミングでの価値実現を追求してまいります。当社は今後も rogocekib の開発を着実に推進するとともに、最適な事業戦略を選択することにより、製薬企業としての成長と企業価値の最大化を目指してまいります。

用語集

用語	解説
アンメットメディカルニーズ	未だ有効な治療法がない疾患に対する医療ニーズ
拡大コホート	第1相臨床試験のなかで、次相の推奨使用用量の設定後、安全性と一部有効性を確認するために症例を集めた患者集団のこと
子宮漿液性がん	子宮内膜がんの一種で、比較的まれで悪性度が高く、再発しやすいことが知られているがん
前臨床研究	臨床試験を実施する前に検討する研究。ヒトにおける医薬品候補化合物の安全性、薬物濃度、有効濃度等を推定する研究の総称
パイプライン	研究開発プログラム又は医薬品候補化合物
薬物動態	薬物投与後の体内薬物濃度の推移、PK (Pharmacokinetics) のこと
用量漸増コホート	第1相臨床試験のなかで、最大耐量 MTD や用量制限毒性 DLT を確認するために症例を集めた患者集団のこと
臨床試験	新しい医薬品等の効果や安全性について確認するために行われる患者を対象とした試験
AMED	Japan Agency for Medical Research and Development (国立研究開発法人日本医療研究開発機構) の略で、日本の医療分野における研究開発を総合的に推進するための機関
AML	Acute Myeloid Leukemia 急性骨髄性白血病の略で、骨髄中で白血球の元になる血液細胞ががん化した疾患で、血液がんの一つ
CDK12	Cyclin Dependent Kinase 12 の略で、対象となるタンパク質にリン酸基を転移させる反応を触媒する酵素で転写の伸長反応において重要な役割を果たしている
CLK	CDC2-Like Kinase の略で、対象となるタンパク質にリン酸基を転移させる反応を触媒する酵素でスプライシングにおいて重要な役割を果たしている

CR	Complete Remission 完全寛解の略で、血液がんの評価において使用され、患者の骨髄に存在するがん細胞の割合が5%未満であり、末梢血中の好中球と血小板等の数値が完全に回復している状態 固形がんの評価における CR は、Complete Response 完全奏効の略で用いられ、腫瘍が完全に消失した状態
CRi	Complete Remission with incomplete hematologic recovery の略で、血液がん（AML）の評価において使用され、患者の骨髄に存在するがん細胞の割合が5%未満であるが、末梢血中の好中球と血小板の回復が不完全な状態
FDA	Food and Drug Administration 米国食品医薬品局の略で、医薬品等を審査、取り締まる米国の政府機関
GCN2	General Control Nonderepressible 2 の略で、対象となるタンパク質にリン酸基を転移させる反応を触媒する酵素で細胞内のアミノ酸の量において重要な役割を果たしている
MALT1	Mucosa-Associated Lymphoid Tissue lymphoma translocation protein 1 の略で、タンパク質を切断する酵素の一つ
MDS	Myelodysplastic syndromes 骨髄異形成症候群の略で、骨髄中で血液細胞のもとになる造血幹細胞に異常がおき、正常な血液細胞がつくられなくなる疾患で、血液がんの一つ
MTD	Maximum Tolerated Dose 最大耐量の略で、毒性が認容できる範囲内で最大の投与量
PARP 阻害薬	がん細胞の DNA 修復を妨げる薬剤であり、特に DNA 修復能が低下したがん細胞に対して効果が高い
Project Optimus	既承認の抗がん薬において、毒性や忍容性の問題で承認された用量では使用継続が困難な事例が見受けられることを背景にして提唱された、抗がん薬の開発における用量設定の最適化を目的としたガイダンス。開発初期段階から複数の用法・用量を評価することが推奨されている

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

< 第9回新株予約権の取得・消却の内容 >

(1) 銘 柄	Chordia Therapeutics 株式会社 第9回新株予約権
(2) 取 得 日	2026 年 9 月 9 日
(3) 取 得 個 数 ・ 価 額	取得日時点において残存する第9回新株予約権の全て (当初の発行個数：103,200 個) < 参考：現時点における残存個数 > 第9回新株予約権：25,664 個 総額 1,847,808 円 (第9回新株予約権 1 個当たり 72 円)
(4) 消 却 日	2026 年 9 月 9 日
(5) 消 却 後 の 残存新株予約権数	0 個

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 18,422,000 株です。
- ・ 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が停止指定（下記②に定義します。以下同じです。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初 82 円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限（下限行使価額）は 41 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%の水準）であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌々取引日以降約 2 年間（2026 年 9 月 11 日から 2028 年 9 月 8 日まで）であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②及び③の内容について合意する予定です。

② 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）として、2026年9月11日から2028年8月8日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、2026年9月9日から2028年8月4日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・ 割当予定先は、(i)2026年9月11日以降、2028年8月8日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)2028年8月9日以降、2028年8月18日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。また、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能な手法であるかどうかとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

< 当社のニーズに応じた特徴 >

① 約2年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約2年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 18,422,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 77,258,400 株の 23.84%）であり、一定の希薄化が生じるものの、最大の希薄化率は一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 一定の水準の下限行使価額が設定されていること

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

< 本新株予約権の主な留意事項 >

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は 41 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 50% の水準）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の普通株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社普通株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,516,683,260	10,000,000	1,506,683,260

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,506,683,260 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用	1,100	2027 年 8 月期第 1 四半期～ 2028 年 8 月期第 1 四半期
② rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、薬物相互作用の検討に係る費用	406	2027 年 8 月期第 4 四半期～ 2029 年 8 月期第 1 四半期
合計	1,506	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資金及び他の資金調達による上記資金使途への充当、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行う予定です。なお、他の資金調達の実施、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。なお、本新株予約権の行使期間における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、研究開発活動の加速、追加的な臨床開発の実施、製造体制の強化その他企業価値向上に資する施策に充当する予定であります。なお、具体的な充当内容については、開発パイプラインの進捗状況及び事業環境等を勘案の上決定し、重要な変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画がありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 上記具体的な使途につき、①rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用から優先的に充当していく予定であります。なお、第 2 相臨床試験の開始時期及び必要資金に関する見込みは、開発の進捗状況、規制当局との協議内容及び外部環境等により変更となる可能性があります。

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

① rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用について

当社は米国において、rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験を再発又は難治性の急性骨髄性白血病（AML）及び骨髄異形成症候群（MDS）の患者を対象として実施しております。2026 年 2 月末時点において、合計 42 症例までの用量漸増コホートのデータに基づき、安全性評価委員会において拡大コホートへ移行するための安全性及び有効性の基準を満たす用法・用量が確認されました。これを受け、当社は 2026 年 3 月より拡大コホートを開始しており、2026 年 5 月末時点で 16 症例の組入れが完了しております。拡大コホートは、FDA の Project Optimus ガイダンスに基づき、初期拡大コホート（Initial Expansion：IE）及び追加拡大コホート（Additional Expansion：AE）の 2 段階で実施する計画です。IE では複数の用法・用量について安全性及び有効性の評価を行い、その結果を踏まえて選択された用法・用量及び対象疾患について、2027 年 8 月期第 2 四半期（2026 年 12 月～2027 年 2 月）より、AE において第 2 相臨床試験に向けた更なる評価を実施する予定です。AE コホートの結果を総合的に評価し、第 2 相臨床試験で用いる推奨用量（Recommended Phase 2 Dose：RP2D）及び対象疾患を決定する予定です。現在、拡大コホートでは合計 60 例から 70 例程度の患者を組入れる計画ですが、今後の進捗次第で症例組入れ数は増減する可能性があります。その後、第 2 相臨床試験を開始する計画ですが、開発の進捗状況、規制当局との協議内容及び外部環境等により変更となる可能性があります。

現在実施中の拡大コホート（予定症例数 60～70 例）に係る総費用としては、モニタリング費用、データマネジメント業務、統計解析業務等の業務を委託している CRO（治験協力機関）に対する業務委託費用 900 百万円、治験実施施設に対して臨床試験に参加してもらうための症例のリクルート費用（治験参加の可否を判断するための検査費等）及び登録された症例に対してのサポートに必要とされる費用（治験中の検査費、治験に付随して発生する薬剤費、治験に関わる医療従事者の人件費・作業費等）として 1,350 百万円、薬物動態等の臨床検査、治験関連業務の品質を確認する作業及び治験施設との契約書の確認等のアウトソーシングに係る費用として 350 百万円、薬事関連費用として 100 百万円程度が必要と見込んでおり、その総額は 2,700 百万円程度を想定しております。なお、2025 年 9 月 5 日公表の第三者割当による新株予約権発行に係る開示資料にお

いては、CRO に対する業務委託費用を 800 百万円、症例のリクルート費用及びサポート費用を 1,200 百万円として見積もっていましたが、その後の円安の進行及び米国における人件費、業務委託費その他の臨床試験関連費用の上昇等を踏まえ、見積額を見直しております。当該費用のうち 692 百万円については株式上場時に調達した資金を充当しており、908 百万円については第 9 回新株予約権の行使により調達した資金の全額を充当する予定であります。残額である 1,100 百万円について、本資金調達による調達資金（以下「本調達資金」といいます。）を 2027 年 8 月期第 1 四半期から 2028 年 8 月期第 1 四半期頃までに順次充当する予定であります。

② rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、薬物相互作用の検討に係る費用について

当社は、拡大コホートと並行して薬物相互作用（Drug-Drug Interaction：DDI）の検討を実施する予定です。AML の患者は、がん細胞が骨髄内で増殖する結果、正常な血液細胞の増殖が抑制され免疫機能が低下する傾向が強く、通常では感染しないような病原体にも感染しやすくなっている状態となっています。真菌感染症に対して使用される薬剤は、rogocekib の代謝を担う CYP3A 代謝酵素の活性を阻害するものがあります。そのような抗真菌薬は、rogocekib による治療中に、併用で処方される可能性があります。rogocekib の血中濃度を上昇させる可能性があります。その可能性を検討し、CYP3A 代謝酵素の活性を阻害する薬剤との併用時に適した rogocekib の投与量を決定するために、薬物相互作用の検討を実施する予定です。薬物相互作用の検討に係る試験は約 20 例の患者を対象として実施する計画であります。症例組入れ数は増減する可能性があります。現時点では 2027 年 8 月期第 4 四半期に開始することを見込んでおります。なお、開発の進捗状況、規制当局との協議内容及び外部環境等により変更となる可能性があります。

本試験に係る総費用としては、モニタリング業務、データマネジメント業務、統計解析業務等の業務を委託している CRO（治験協力機関）に対する業務委託費用 350 百万円、治験実施施設に対して臨床試験に参加してもらうための症例のリクルート費用（治験参加の可否を判断するための検査費等）及び登録された症例に対してのサポートに必要とされる費用（治験中の検査費、治験に付随して発生する薬剤費、治験に関わる医療従事者の人件費・作業費等）として 450 百万円、薬物動態等の臨床検査及び検体の移送・管理等のアウトソーシングに係る費用 150 百万円、薬事関連費用 50 百万円並びに抗真菌薬購入費用 150 百万円が必要と見込んでおり、その総額は 1,150 百万円を想定しております。なお、2025 年 9 月 5 日公表の第三者割当による新株予約権発行に係る開示資料においては、CRO に対する業務委託費用を 300 百万円、症例のリクルート費用及びサポート費用を 400 百万円として見積もっていましたが、その後の円安の進行及び米国における人件費、業務委託費その他の臨床試験関連費用の上昇等を踏まえ、見積額を見直しております。

以上の費用の一部として、本調達資金から 406 百万円を 2027 年 8 月期第 4 四半期から 2029 年 8 月期第 1 四半期までに充当する予定であります。残額である 744 百万円については、第 10 回及び第 11 回新株予約権の行使による調達資金を 2027 年 8 月期第 4 四

半期から 2029 年 8 月期第 1 四半期頃までに順次充当する予定であります。なお、薬物相互作用試験は拡大コホートの進捗を踏まえて、現時点では 2027 年 8 月期第 4 四半期に開始する予定であり、支出時期は 2027 年 8 月期第 4 四半期以降を見込んでおりますが、rogocekib の開発計画を継続的かつ機動的に推進するためには、当該試験に必要な資金をあらかじめ確保しておく必要があることから、本調達資金の使途に含めております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 山本 顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼いたしました。赤坂国際会計は、当社普通株式の株価（82 円）、ボラティリティ（71.3%）、予定配当額（0 円/株）及び無リスク利率（1.7%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動、株式保有動向、並びに株式処分コストに関する一定の前提条件（当社が資金調達需要に基づき、割当予定先による権利行使の促進及び調達資金の最大化を目的とした行動をとること、原則として取得条項に基づく当社からの通知による取得が行われず、資金調達需要に基づき停止指定は行われないこと、割当予定先は停止指定が実施されない場合、当社普通株式の株価が権利行使価額を上回っている限り、市場出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに権利行使を行うこと。）を設定の上、実施しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を、当該評価と同額となる金 33 円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること

- (ii) 赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
 - (iii) 当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
 - (iv) 赤坂国際会計から当社実務担当者及び監査等委員会への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
 - (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
 - (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から取締役会になされており、また、本新株予約権の発行の適法性に関する法律意見書を当社法律顧問から受領していること
- (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
- 本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は 18,422,000 株（議決権 184,220 個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式数 77,258,400 株（2026 年 2 月 28 日現在の総議決権数 737,200 個）に対して占める割合は 23.84%（小数点以下第 3 位を四捨五入）（当社議決権総数に対し 24.99%（小数点以下第 3 位を四捨五入））に相当し、これにより一定の希薄化が生じるものと認識しております。
- しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行により、過度の希薄化を招かない範囲で今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。
- また、①本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数 18,422,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 1,403,895 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により交付され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。
- これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (2026年3月31日現在)

① 商 号	野村證券株式会社
② 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎
④ 事 業 内 容	金融商品取引業
⑤ 資 本 金 の 額	10,000 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	2001 年 5 月 7 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	201,410 株
⑧ 事業年度の末日	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	13,711 名 (単体)
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ 銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社、農林中央金庫
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
⑬ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社普通株式の数: 14,700 株 (2026 年 2 月 28 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数: -
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）				
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期	
純 資 産	603,102	646,374	687,272	
総 資 産	17,078,938	15,605,710	16,784,383	
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,994,401.59	3,209,244.04	3,412,304.38	
営 業 収 益	770,387	882,428	981,355	
営 業 利 益	148,901	214,623	242,533	
経 常 利 益	148,771	214,539	242,531	
当 期 純 利 益	104,306	146,519	162,409	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	517,881.27	727,468.60	806,360.34	
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	766,050	603,300	756,700	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出を要しません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、rogocekib の拡大コホート完遂及び第2相臨床試験開始に向けた資金確保を目的として資金調達手法の検討を進めてまいりました。このような中、複数の証券会社及び金融機関に相談し、各種資金調達手法に関する提案を受ける過程で、2026年6月に野村証券株式会社より本新株予約権を活用した資金調達手法の提案を受けました。当社は、公募増資、金融機関からの借入れその他の資金調達手法との比較検討を行った結果、株価及び既存株主への影響に配慮しつつ、今後の開発資金を機動的かつ柔軟に確保することが可能である点において、本新株予約権による資金調達が当社のニーズに最も合致すると判断いたしました。加えて、野村証券株式会社は国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待され、また、同種のファイナンスに関する豊富な実績を有し、円滑な執行が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

（3）割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社の 2026 年 7 月 1 日付第 25 期決算公告における 2026 年 3 月 31 日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,399,316 百万円、流動資産計：16,765,114 百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役である三宅洋は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。現時点において、貸株の実施時期及び株式数は未定であります。

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

なお、三宅洋は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②及び③に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値（ただし、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整されます。）以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終 2 か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2026 年 2 月 28 日現在）	
氏名	持株比率
武田薬品工業株式会社	14.59%
New Life Science 1号投資事業有限責任組合	9.84%
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	6.19%
MEDIPAL Innovation 投資事業有限責任組合	5.71%
三菱 UFJ ライフサイエンス 1号投資事業有限責任組合	4.03%
京大ベンチャーNVCC 2号投資事業有限責任組合	3.49%
日本グロースキャピタル投資法人	3.39%
楽天証券株式会社	2.17%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	2.03%
株式会社メディパルホールディングス	1.77%

(注) 1. 割当予定先である野村證券株式会社は、本新株予約権の募集分について長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、2026 年 2 月 28 日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する比率を記載しており、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、2026 年 8 月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除く。)

	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期	2025 年 8 月期
事業収益	2,500,000	—	—
営業利益又は営業損失 (△)	212,057	△1,801,396	△1,789,781
経常利益又は経常損失 (△)	225,761	△1,824,707	△1,769,669
当期純利益又は当期純損失 (△)	223,341	△1,827,127	△1,785,867
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	3.96	△31.11	△26.03
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産額 (円)	79.28	61.44	35.29

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日) 等を 2022 年 8 月期の期首から適用しており、2022 年 8 月期以降に係る主要な経営指標等については、当該基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は、2023 年 6 月 2 日付で普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行っております。2023 年 8 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026 年 7 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	77,258,400 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	14,125,400 株	18.28%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第 1 回新株予約権乃至第 5 回新株予約権、第 7 回乃至第 11 回新株予約権及びストック・オプションによるものですが、第 9 回新株予約権 (潜在株式数 2,566,400 株、発行済株式数に対する比率 3.32%) は 2026 年 9 月 9 日に消却予定です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始 値	—	255 円	780 円
高 値	—	930 円	816 円
安 値	—	142 円	177 円
終 値	—	780 円	180 円

(注) 当社は2024年6月14日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近6か月間の状況

	2026年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	172 円	125 円	147 円	108 円	76 円	76 円
高 値	179 円	157 円	164 円	108 円	88 円	84 円
安 値	117 円	123 円	108 円	66 円	71 円	76 円
終 値	123 円	150 円	109 円	76 円	78 円	82 円

(注) 2026年8月の状況につきましては、2026年8月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2026年8月21日
始 値	82 円
高 値	82 円
安 値	80 円
終 値	82 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2024年6月13日
調 達 資 金 の 額	1,270,916,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1株につき140.76円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	56,443,800株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	9,100,000株

募集後における 発行済株式総数	65,543,800 株
発行時における 当初の資金使途	運転資金（抗がん薬化合物 CTX-712（CLK 阻害薬であり、現時点での主要適応がん種は、急性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群及び卵巣がん）に係る開発業務委託費用）
発行時における 支出予定時期	2024 年 9 月～2026 年 8 月
現時点における 充 当 状 況	1,270 百万円を充当済み

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	2024 年 7 月 18 日
調 達 資 金 の 額	192,137,400 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき 140.76 円
募集時における 発行済株式数	66,068,800 株
当該募集による 発行株式数	1,365,000 株
募集後における 発行済株式総数	67,433,800 株
割 当 先	株式会社 S B I 証券
発行時における 当初の資金使途	上記「① 公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
発行時における 支出予定時期	上記「① 公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
現時点における 充 当 状 況	上記「① 公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

③ 第 9 回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第 10 回及び第 11 回新株予約権の第三者割当による発行

割 当 日	2025 年 9 月 22 日
発行新株予約権数	172,000 個 第 9 回新株予約権：103,200 個 第 10 回新株予約権：34,400 個 第 11 回新株予約権：34,400 個
発 行 価 額	総額 10,388,800 円

	第9回新株予約権：総額 7,430,400 円（1 個当たり 72 円） 第10回新株予約権：総額 1,548,000 円（1 個当たり 45 円） 第11回新株予約権：総額 1,410,400 円（1 個当たり 41 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	3,126,788,800 円
割 当 先	株式会社 S B I 証券
募集時における 発行済株式数	68,988,800株
当該募集による 潜在株式数	17,200,000 株 第9回新株予約権：10,320,000 株 第10回新株予約権：3,440,000 株 第11回新株予約権：3,440,000 株
現時点における 行使状況	行使済株式数：7,753,600 株（残新株予約権数：94,464 個） 第9回新株予約権：77,536 個 第10回新株予約権：0 個 第11回新株予約権：0 個
発行時における 当初の資金使途	① rogocekib の第1／2 相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用（2,400 百万円） ② rogocekib の第1／2 相臨床試験のうち、薬物相互作用の検討に係る費用（726 百万円）
発行時における 支出予定時期	① 2026 年8月期第2四半期～2027 年8月期第3四半期 ② 2026 年8月期第4四半期～2027 年8月期第4四半期
現時点における 充 当 状 況	① 0 百万円を充当済み ② 0 百万円を充当済み これまでに第9回新株予約権において 908 百万円を調達しており、当該資金は rogocekib の第1/2 相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用に充当する予定であります。なお、第9回新株予約権については、上記「2. 募集の目的及び理由 （1）資金調達の主な目的 <第9回新株予約権の取得・消却の内容>」に記載のとおり、2026 年9月9日に残存するその全てを取得するとともに、取得後直ちに消却する予定としております。

Important Notice /重要事項の通知

本文章において、「プレスリリース」とは、本文書、当社の口頭発表、質疑応答セッション、及び本文書に関して当社によって議論又は配布された書面又は口頭の資料を意味します。プレスリリース（口頭による説明及びそれに関連する質疑応答を含む。）は、有価証券を含む何かの購入又は取得の申し出、招待、又は勧誘の一部を構成、表明、又は形成することを意図しておらず、また、その一部を構成するものではありません。

Disclaimer /免責事項

このプレスリリースを含む当社の発表には、医薬開発品の情報を含む場合がありますが、当社の事業に関連する最新の情報を皆様にお伝えすることを目的としたもので、これらはプロモーションや勧誘、広告、又は医学的なアドバイスの提供等を目的とするものではありません。

Forward-Looking Statements /将来予測に関する記述

このプレスリリース及びこのプレスリリースに関連して配布される資料には、当社の将来の事業、将来の位置付け、及び見積もり、予測、目標、計画等の業績に係る将来の見通しに関する記述、情報、信念、意見が含まれている場合があります。将来の見通しに関する記述には、「目標」、「計画」、「信じる」、「希望」、「継続する」、「期待する」、「意図する」、「保証する」、「will」、「may」、「should」、「would」、「could」、「expects」、「estimates」、「projects」若しくはこれらと同様の表現、又はそれらの否定の形をとっています。これらの将来の見通しに関する記述は、多くの重要な要因に関する仮定に基づいており、実際の結果は、将来の見通しに関する記述によって表明又は暗示されているものとは大きく異なる可能性があります。

重要な要因は、日本と米国の一般的な経済状況を含む、当社のグローバルビジネスを取り巻く経済状況、競争圧力と発展、グローバルヘルスケア改革を含む、適用される法律及び規制の変更、臨床的成功の不確実性（規制当局の決定及びそのタイミングを含む。）、新製品開発に固有の課題、新規及び既存の製品の商業的成功の不確実性、製造上の困難又は遅延、金利及び為替レートの変動、市販製品又は製品候補の安全性又は有効性に関するクレーム又は懸念、新しいコロナウイルスのパンデミックのような健康危機が、当社とその顧客及びサプライヤー（当社が事業を行っている国の外国政府を含む。）、又はその事業の他の側面に与える影響等を含みます。当社は、法律又は証券取引所の規則で義務付けられている場合を除き、このプレスリリースに含まれる将来の見通しに関する記述又は当社が示すその他の将来の見通しに関するいかなる記述も更新する義務を負うものではありません。過去の実績は将来の経営結果を示すものではなく、このプレスリリースにおける当社の経営結果又は記述は、当社の将来の経営結果を示すものではなく、推定、予想、保証、又は予測でもありません。

以 上

(別紙)

Chordia Therapeutics 株式会社第 12 回新株予約権発行要項

Chordia Therapeutics 株式会社第 12 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 184,220 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 18,422,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第 6 項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 82 円とする。ただし、行使価額は、第 5 項又は第 6 項に従い、修正又は調整されることがある。

5. 行使価額の修正 (1)2026年9月11日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「**東証**」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.01円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.01円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。）。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が41円（ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする株式報酬制度（以下「**株式報酬制度**」という。）に基づき交付される場合には、当該交付の結果、(i)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ii)本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度（以下「**ストックオプション制度**」という。）に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。）の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又

は本号③の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ii)本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号①の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社

普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基

づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第5項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 2026年9月11日から2028年9月8日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項 (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個当たり 33 円
11. 新株予約権の払込総額 6,079,260 円
12. 新株予約権の割当日 2026 年 9 月 9 日
13. 新株予約権の払込期日 2026 年 9 月 9 日
14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 本新株予約権の行使請求は、機構及び口座管理機関（社債等振替法第 2 条第 4 項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を口座管理機関を通じて現金にて第 18 項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
 - (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所
19. 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第 17 項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 2 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う必要がある場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割り当てる。
22. 申込期間

2026 年 9 月 9 日
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 10 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 4 項記載のとおりとした。
24. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。